

大阪国際大学短期大学部 学則 新旧対照表

改正	現 行
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 本学は、教育基本法に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。</p> <p><u>(学科)</u></p> <p>第2条 本学に、次の学科を置く。 栄養学科 ライフデザイン学科 幼児保育学科</p> <p>2 本学は、前条に掲げる目的を達成するため設置学科の目的を次のとおり定める。</p> <p>栄養学科 高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>ライフデザイン学科 高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>幼児保育学科 高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成することを目的とする。</p> <p><u>(学位授与の方針等)</u></p> <p>第2条の2 本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。それぞれの方針に関する事項は別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 本学は、教育基本法に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。</p> <p>第2条 本学に、次の学科を置く。 栄養学科 ライフデザイン学科 幼児保育学科</p> <p>2 本学は、前条に掲げる目的を達成するため設置学科の目的を次のとおり定める。</p> <p>栄養学科 高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>ライフデザイン学科 高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>幼児保育学科 高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成することを目的とする。</p> <p>第2条の2 本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。それぞれの方針に関する事項は別に定める。</p>

(修業年限、在学年限)

第3条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(定員)

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
栄養学科	40名	80名
ライフデザイン学科	100名	200名
幼児保育学科	150名	300名

第2章 授業科目

(授業科目編成)

第5条 本学の授業科目は、基本教育科目及び学科専門教育科目とする。

(授業科目及び単位数)

第6条 本学において、開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

(学修時間)

第7条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間又は40時間の授業をもって1単位とすることができる。

第3条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
栄養学科	40名	80名
ライフデザイン学科	100名	200名
幼児保育学科	150名	300名

第2章 授業科目

第5条 本学の授業科目は、基本教育科目及び学科専門教育科目とする。

第6条 本学において、開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

第7条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、30時間又は40時間の授業をもって1単位とすることができる。

(授業の方法)

第7条の2 本学の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は、第8条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち30単位を超えないものとする。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

第3章 履修方法及び課程修了の認定

(課程修了要件)

第8条 本学の課程を修了するためには、2年以上6年以内在学し、次の履修方法により、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては66単位以上、幼児保育学科においては62単位以上修得しなければならない。

- (1) 基本教育科目から外国語科目2単位以上を含め8単位以上
- (2) 学科専門教育科目から50単位以上
- (3) 基本教育科目ならびに学科専門教育科目のうちから、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては8単位以上、幼児保育学科においては4単位以上

(免許・資格)

第9条 教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。

(新設)

第3章 履修方法及び課程修了の認定

第8条 本学の課程を修了するためには、2年以上6年以内在学し、次の履修方法により、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては66単位以上、幼児保育学科においては62単位以上修得しなければならない。

- (1) 基本教育科目から外国語科目2単位以上を含め8単位以上
- (2) 学科専門教育科目から50単位以上
- (3) 基本教育科目ならびに学科専門教育科目のうちから、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては8単位以上、幼児保育学科においては4単位以上

第9条 教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。

改正案	現行
<p>2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。 幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状</p> <p>3 栄養士の免許を得ようとする者（栄養士養成施設定員40名）は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>4 保育士の資格を得ようとする者（保育士養成施設定員150名）は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。</p>	<p>2 取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。 幼児保育学科 幼稚園教諭二種免許状</p> <p>3 栄養士の免許を得ようとする者（栄養士養成施設定員40名）は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。</p> <p>4 保育士の資格を得ようとする者（保育士養成施設定員150名）は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。</p>
<p><u>（他大学等における学修又は修得単位の認定）</u></p>	
<p>第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学学生が次の各号に定めるところにより修得した単位または学修について、教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。</p> <p>（1）他の短期大学又は大学との協議に基づき、本学の定めるところにより、本学学生が当該大学等の授業科目を履修し修得した単位</p> <p>（2）本学学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修</p> <p>（3）本学学生が本学に入学する前に短期大学又は大学で修得した単位</p> <p>（4）本学学生が本学に入学する前に行った第2号に定める学修</p> <p>2 前項第1号及び第2号に定める規定により、修得したとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項第1号に定める規定は、本学学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。この場合において修得したものとみなすことができる単位数は、第1項第1号及び第2号の規定により修得した単位数と合わせて、45単位を超えないものとする。</p>	<p>第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学学生が次の各号に定めるところにより修得した単位または学修について、教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。</p> <p>（1）他の短期大学又は大学との協議に基づき、本学の定めるところにより、本学学生が当該大学等の授業科目を履修し修得した単位</p> <p>（2）本学学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修</p> <p>（3）本学学生が本学に入学する前に短期大学又は大学で修得した単位</p> <p>（4）本学学生が本学に入学する前に行った第2号に定める学修</p> <p>2 前項第1号及び第2号に定める規定により、修得したとみなすことができる単位数は、30単位を超えないものとする。</p> <p>3 第1項第1号に定める規定は、本学学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。この場合において修得したものとみなすことができる単位数は、第1項第1号及び第2号の規定により修得した単位数と合わせて、45単位を超えないものとする。</p>

4 第1項第3号及び第4号の規定により修得したとみなすことができる単位数は、転学等を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

5 第1項第1号の規定により履修する場合の取り扱いについては、別に定める。

(他学科における履修)

第10条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴き、他学科の学科専門教育科目を30単位を限度として、履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、所属学科の学科専門教育科目の単位を修得したものと認める。ただし、前条の第1項第1号及び第2号の規定により修得したとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(本学開設科目の課程修了要件)

第10条の3 第10条及び前条により単位を認定された者が、本学の課程を修了するためには、第8条に規定する必要修得単位のうち、本学で開設する基本教育科目ならびに所属学科の学科専門教育科目の中から、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては34単位以上、幼児保育学科においては32単位以上を修得しなければならない。

(単位の授与及び成績の評価)

第11条 1つの授業科目を履修し、更にその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修科目の成績評価については、別に定める。

(卒業)

第12条 本学に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。但し、在籍の延長を所定の様式により願い出た場合、1年を限度として特別にこれを認めることができる。

4 第1項第3号及び第4号の規定により修得したとみなすことができる単位数は、転学等を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

5 第1項第1号の規定により履修する場合の取り扱いについては、別に定める。

第10条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴き、他学科の学科専門教育科目を30単位を限度として、履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、所属学科の学科専門教育科目の単位を修得したものと認める。ただし、前条の第1項第1号及び第2号の規定により修得したとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第10条の3 第10条及び前条により単位を認定された者が、本学の課程を修了するためには、第8条に規定する必要修得単位のうち、本学で開設する基本教育科目ならびに所属学科の学科専門教育科目の中から、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては34単位以上、幼児保育学科においては32単位以上を修得しなければならない。

第11条 1つの授業科目を履修し、更にその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修科目の成績評価については、別に定める。

第12条 本学に2年以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。但し、在籍の延長を所定の様式により願い出た場合、1年を限度として特別にこれを認めることができる。

(学位)

第13条 本学を卒業した者には、次のに従い短期大学士の学位を授与する。

- 栄養学科 短期大学士 (栄養学)
- ライフデザイン学科
短期大学士 (総合人間学)
- 幼児保育学科
短期大学士 (幼児教育学)

第4章 入学・休学・退学・転学・転科・復学・除籍・復籍・再入学・転入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

【同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)

第13条 本学を卒業した者には、次のに従い短期大学士の学位を授与する。

- 栄養学科 短期大学士 (栄養学)
- ライフデザイン学科
短期大学士 (総合人間学)
- 幼児保育学科
短期大学士 (幼児教育学)

第4章 入学・休学・退学・転学・転科・復学・除籍・復籍・再入学・転入学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

【同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)

による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。】

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者について、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書及び別に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考及び入学手続き、入学許可)

第17条 入学者の選考は、選抜試験の結果に基づき、これを行う。

2 合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続きをしなければならない。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第18条 病気その他の事由により、引続いて3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学の期間は、第3条の在学年限に算入しない。

6 休学期間中にその理由が消滅した場合は学長の許可を得て復学することができる。

による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。】

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者について、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

(9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

第16条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書及び別に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

第17条 入学者の選考は、選抜試験の結果に基づき、これを行う。

2 合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続きをしなければならない。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第18条 病気その他の事由により、引続いて3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学の期間は、第3条の在学年限に算入しない。

6 休学期間中にその理由が消滅した場合は学長の許可を得て復学することができる。

7 休学期間中の授業料は、その期間などにより大学が定める。

(退学)

第19条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を明らかにし、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第20条 願いにより退学した者が、復学しようとするときは、許可を得て退学時の相当年次に再入学することができる。

(転科)

第21条 本学在学生在が他学科への転科を志望するときは、選考の上、相当年次への転科を許可することができる。

(転入学)

第22条 他の大学から転学を志願する者に対しては、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

(除籍)

第23条 次の各号の1に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料・施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第18条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第24条 前条第1号、第3号、第4号により除籍となった者が復学しようとするときは、許可を得て除籍時の相当年次に復籍することができる。

2 復籍に関する取り扱いは、別に定める。

第5章 海外留学

(海外留学)

第25条 海外留学に関する規則は、別に

7 休学期間中の授業料は、その期間などにより大学が定める。

第19条 退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を明らかにし、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

第20条 願いにより退学した者が、復学しようとするときは、許可を得て退学時の相当年次に再入学することができる。

第21条 本学在学生在が他学科への転科を志望するときは、選考の上、相当年次への転科を許可することができる。

第22条 他の大学から転学を志願する者に対しては、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

第23条 次の各号の1に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 授業料・施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第18条第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第24条 前条第1号、第3号、第4号により除籍となった者が復学しようとするときは、許可を得て除籍時の相当年次に復籍することができる。

2 復籍に関する取り扱いは、別に定める。

第5章 海外留学

第25条 海外留学に関する規則は、別に定

定める。

第6章 学生納付金

(学費等)

第26条 入学検定料、学費及びその他の納付金について必要な事項は、別にこれを定める。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第27条 本学に、次のとおり教職員を置く。学長・教授・准教授・講師・助教・助手及びその他の職員

2 教職員に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第28条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、短期大学部に所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学科に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 図書館

(図書館)

第29条 本学の図書館に関する規程は、別にこれを定める。

める。

第6章 学生納付金

第26条 入学検定料、学費及びその他の納付金について必要な事項は、別にこれを定める。

第7章 教職員組織

第27条 本学に、次のとおり教職員を置く。学長・教授・准教授・講師・助教・助手及びその他の職員

2 教職員に関する規則は、別に定める。

第28条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、短期大学部に所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学科に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

5 その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 図書館

第29条 本学の図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第9章 学年・学期及び休業日

(学年)

第30条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第31条 学年を、次の2期に分ける。
前期は、4月1日に始まり9月30日に終わる。
後期は、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第32条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の通りとする。

- 1 土曜日
 - 2 日曜日
 - 3 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 4 創立記念日（1月18日）
 - 5 春期休業（3月11日から4月5日まで）
 - 6 夏期休業（8月1日から9月20日まで）
 - 7 冬期休業（12月24日から1月6日まで）
- 2 前項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生の入学許可)

第33条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 履修した授業科目について、試験の結果、合格者には所定の単位を認定することができる。

(科目等履修生の取扱い)

第34条 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第9章 学年・学期及び休業日

第30条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 学年を、次の2期に分ける。
前期は、4月1日に始まり9月30日に終わる。
後期は、10月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第32条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の通りとする。

- 1 土曜日
 - 2 日曜日
 - 3 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 4 創立記念日（1月18日）
 - 5 春期休業（3月11日から4月5日まで）
 - 6 夏期休業（8月1日から9月20日まで）
 - 7 冬期休業（12月24日から1月6日まで）
- 2 前項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第10章 科目等履修生

第33条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

2 履修した授業科目について、試験の結果、合格者には所定の単位を認定することができる。

第34条 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第35条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第12章 厚生施設

(厚生施設)

第36条 本学に、厚生施設を設ける。その規則は、別に定める。

第13章 賞罰

(褒賞)

第37条 本学学生で、性行、学業の特に優秀な者は、学長が褒賞することがある。

(懲戒)

第38条 本学の、規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、その軽重に従い、譴責・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表 授業科目・単位数 略

第11章 外国人留学生

第35条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第12章 厚生施設

第36条 本学に、厚生施設を設ける。その規則は、別に定める。

第13章 賞罰

第37条 本学学生で、性行、学業の特に優秀な者は、学長が褒賞することがある。

第38条 本学の、規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、その軽重に従い、譴責・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の1に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(新設)

別表 授業科目・単位数 略

--	--